

令和2年4月14日

林業・木材産業関係団体 様

福井県農林水産部長  
( 公 印 省 略 )

県民のみなさまへのお願いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、本日、「福井県緊急事態宣言」を発令するとともに、「県民行動指針」の改定・強化を行いました。

つきましては、本指針に基づく感染予防対策を再度徹底いただきますよう、改めて会員・職員等への周知についてお願い申し上げます。

(参考)「県民行動指針」の改定・強化(抜粋)

**○不要不急の外出や会合・会食の自粛**

- ・週末・平日夜間 ⇒ 平日の昼間も含め、終日に拡大  
(人と接触する機会を極力減らすため)
- ・4月19日(日)まで ⇒ 5月6日(水)まで

**○職場における感染防止対策の徹底**

- ・計画的在宅勤務(テレワーク)やシフト制の導入など、出勤する人数を減らすよう働き方の見直しを要請

**○県外からの不要不急の来県の自粛を要請**

- ・来訪者の感染防止対策の周知・徹底 ⇒ 来県自粛を要請

※県では、農林漁業者の皆さまの資金繰りなどに関する相談窓口を設置しておりますので、ご活用ください。相談窓口は県庁関係課および県農林総合事務所・嶺南振興局に設置しています。

## 新型コロナウイルス感染症

# 福井県緊急事態宣言

政府は、4月7日、東京都など新型コロナウイルス感染が深刻な7都府県を対象とした緊急事態宣言を発令した。

福井県においても、感染者が連続して発生しており、同日、「緊急事態宣言直前」の状況であることを発表したところであるが、その後も感染が継続し、先般は医療機関における感染も発生するなど、予断を許さない状況が続いている。

これ以上の感染拡大は、深刻な医療危機を招きかねず、県民一人ひとりが、自らの行動を今一度、見直す必要がある。人と人の接触機会を極力減らすため、外出や会合・会食の自粛、他県との往来の自粛を徹底し、新型コロナを「うつさない・うつらない」よう行動することが極めて重要である。

一致協力して感染拡大を防止するため、本日、「福井県緊急事態宣言」を発する。あわせて、以下の「新型コロナウイルス感染症 総合対策」（別添）を実施し、感染拡大の防止、医療提供体制の強化、緊急経済対策に全力で取り組む。

- 1 感染拡大の防止
  - ・「県民行動指針」の改定・延長（5月6日まで） ほか
- 2 医療提供体制の充実・強化
  - ・検査体制の強化、病床・宿泊療養施設等の確保 ほか
- 3 経済雇用対策・生活支援対策
  - ・県雇用維持緊急助成金の創設、生活福祉資金の貸付 ほか

一人ひとりの「自制と忍耐」を必要とする極めて厳しい時期が続くが、県民一丸となって、この未曾有の危機を乗り越えていきたい。みなさまのご理解とご協力をお願いする。

令和2年4月14日

福井県知事 杉本 達治

4月7日に「緊急事態宣言直前」を公表した後も感染が継続し、先般は医療機関における感染も発生するなど、予断を許さない状況が続いています。これ以上の感染拡大を食い止めるため、また、大切な人の命と健康を守るため、県民のみなさまには、5月6日（水）までの間、以下のことを強くお願いいたします。

### 1 不要不急の外出や会合・会食を自粛する

症状の出ない方や症状の軽い方が無意識のうちにウイルスを拡散させることが懸念されています。知らないうちに他の方に感染させることをなくすため、人と接触する機会を極力減らす必要があります。

平日昼間も含め、終日、不要不急の外出や会合・会食（接客を伴う飲食店の利用を含む）の自粛を徹底してください。

### 2 感染防止対策を徹底する

発熱等の風邪症状がみられる際には絶対に外出しない、こまめな手洗いや咳エチケットなど、感染防止対策を徹底し、「うつさない・うつらない」ための行動をお願いします。

また、体調不良の家族がいる場合には、部屋や食事を別にするなど生活空間や使うものを分けたり、トイレ等の消毒を行うなど、同居家族内における感染防止対策を徹底してください。

### 3 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つぐらない」「近づかない」

感染リスクのある「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」を避けてください。特に感染リスクの高まる3つの条件がそろう場（3密）を徹底的に回避してください。

また、店舗等の事業者におかれましても、人が集まらないような工夫（整理券の配布、テイクアウトの実施など）や、来店時のマスク着用の呼びかけなど店舗内での感染防止対策を徹底してください。

### 4 職場における感染防止対策を徹底する

感染拡大のリスクを減らすため、計画的在宅勤務（テレワーク）やシフト制の導入など、出勤する人数を減らすよう働き方の見直しを行ってください。

また、出勤時の検温、手洗いの励行、マスクの着用に加え、喫煙所や更衣室、社員食堂などにおける3密の回避など感染防止対策を徹底してください。

さらに、感染者だけでなく、濃厚接触者が所属する職場等においても、社員・職員の自宅待機を実施するなど感染拡大の防止にご協力ください。

## **5 医療機関を受診する前に電話で相談する**

発熱や咳などの症状がある場合は、事前に相談窓口やかかりつけ医にまずは電話で相談し、受診時にはマスクを着用するなど対策をお願いします。

もし受診後の経過について不安がある場合には、複数の医療機関を受診することは避け、最寄りの保健所にご相談ください。

## **6 県内医療を守るために最大限協力する**

県内の医療機関、医師・看護師などの方々は、全県的な感染対策に積極的に参加・協力してください。

また、医療体制を守るため、保育所、高齢者福祉施設などは、医療関係者等のご家族の利用に全面的に協力するようお願いいたします。

## **7 緊急事態宣言の対象地域など他県との往來を自粛する**

緊急事態宣言の対象地域など感染者が拡大している地域との不要不急の往來の自粛をお願いします。

また、県外のみなさまには、不要不急の来県の自粛をお願いします。来県された方におかれては、2週間は自宅待機するなど、ご自身の体調に十分にご注意いただき、不要不急の外出を控えるようお願いいたします。

## **8 必要以上の買物を控えるなど冷静に行動する**

食品、日用品、医薬品などを過剰に購入することのないよう、政府や自治体からの情報に基づき、必要な量の購入にとどめるなど、冷静に対応してください。

## **9 人権・個人情報保護を徹底する**

感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対して、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、ご理解とご配慮をお願いします。

令和2年4月14日

福井県知事 杉本 達治

## 新型コロナウイルス感染拡大防止「県民行動指針」チェックリスト(県民向け)

確認日時	令和 年 月 日 時		
項目	チェック	確認事項	特記事項
<b>1 不要不急の外出や会合・会食を自粛する</b>			
週末の外出自粛		週末は不要不急の外出や会合・会食を自粛し、できるだけ家庭内で過ごしている。	
平日の外出自粛		平日も不要不急の外出や会合・会食を自粛している。	
<b>2 感染防止対策を徹底する</b>			
マスクの着用		買い物や通勤・通院時にマスク着用を徹底している。	
消毒用アルコール		外出先等において消毒用アルコール使用を徹底している。	
手洗い、うがい等		手洗い、咳エチケット、うがい等を徹底している。	
健康管理の徹底		体温を計測し、発熱等の症状がある場合には、外出しない。	
家庭内での注意		家族に発熱等の症状がある場合、食事や寝る部屋を分ける、持病のある人が看病しないなど注意している。	
<b>3 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つぐらない」「近づかない」</b>			
人混みへの外出自粛		不要不急の人混みへの外出を自粛している。	
イベントの見直し		人がたくさん集まるイベント等は延期にするなど、密集場所をつぐらない。	
換気の実施		定期的に窓を開け、換気を実施している。	
喫煙所の利用		喫煙場所について、人が密集していない時に利用している。	
公共交通機関の利用		時差出勤など公共交通機関を利用する場合も人込みを避けている。	
車の利用		定期的に窓を開け、換気を実施している。	
<b>4 職場における感染防止対策を徹底する</b>			
在宅勤務		職場の在宅勤務制度などを積極的に活用している。	
シフト制の導入		シフト制を活用し、一度に多くの人が出社しないようにしている。	
職場環境の見直し		職場での近距離の会話を避ける、換気をするなど環境改善に取り組んでいる。	
喫煙所・更衣室・社員食堂の利用		喫煙場所や更衣室、社員食堂について、人が密集していない時に利用している。	
会議の見直し		不要不急の会議開催の自粛や開催時の人数制限、換気など感染予防を徹底している。	
来客向けの案内		マスクの着用や消毒用アルコールの設置など職場の訪問者に対して感染拡大防止の徹底を依頼している。	
<b>5 医療機関を受診する前に電話で相談する</b>			
電話相談の活用		発熱や咳などの症状があるときは、事前に相談窓口やかかりつけ医に電話で相談する。	
健康福祉センターの活用		同じ症状が続く場合は、複数の医療機関を受診せずに健康福祉センターへ相談する。	
<b>6 緊急事態宣言の対象地域など他県との往來を自粛する</b>			
往來の自粛		首都圏や関西圏等との不要不急の往來を自粛している。	
家族・知人の来県		家族・知人の来県の時期・必要性について、よく相談して決めている。	
感染防止対策の徹底		家族・知人の来県時には、手洗い、マスクなど感染予防対策の徹底をお願いしている。	
自宅待機		来県時には2週間自宅で待機し、不要不急の外出を控える。	
<b>7 必要以上の買物を控えるなど冷静に行動する</b>			
人込みを避ける		混雑する時間帯の買物を避けている。	
不要不急の買物		食品や日用品、医薬品などを必要以上に購入していない。	
<b>8 人権・個人情報保護を徹底する</b>			
個人情報の保護		患者や家族の情報やうわさをむやみに他人に広めない。	
正しい理解		感染症に対して正しく理解し、患者やその家族、医療関係者に対して偏見を持たない。	



新型コロナウイルス感染拡大防止「県民行動指針」チェックリスト(事業者向け)

確認日時	令和 年 月 日 時	
------	------------	--

項目	チェック	確認事項	特記事項
<b>1 不要不急の外出や会合・会食を自粛する</b>			
週末の外出自粛		週末は不要不急の外出や会合を自粛するよう全員に周知し、徹底を求めている。	
平日の外出自粛		平日も不要不急の外出や会合を自粛するよう全員に周知し、徹底を求めている。	
<b>2 感染防止対策を徹底する</b>			
手洗い、うがい等		手洗い、咳エチケット、うがい等を全員に周知し、徹底を求めている。	
出勤前の健康管理		出勤前に体温を計測するよう全員に周知し、発熱等の症状がある場合には、出勤させない。	
出社時の健康管理		山社時等に、主員のロスマの体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。	
清掃の実施		人がよく触れる場所について、拭き取り・消毒を行っている。	
社内での注意		発熱等の症状がある社員が判明した場合は、すみやかに帰宅させ、相談窓口につながるよう指示する。また、その後の状況を当該社員に逐次確認する。	
<b>3 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つぐらない」「近づかない」</b>			
人混みへの外出自粛		不要不急の人混みへの外出を自粛している。	
会議・イベント・社内行事等の見直し		テレビ会議等により、人が集まる形での会議等となるべく避けるようにしている。対面での会議等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。	
換気の実施		定期的に窓を開け、換気を実施している。	
喫煙所の利用		喫煙場所について、人が密集しないよう利用を制限している。	
公共交通機関の利用		時差出勤など公共交通機関を利用する場合も人込みを避けている。	
車の利用		定期的な窓を開け、換気を実施している。	
<b>4 職場における感染防止対策を徹底する</b>			
在宅勤務		在宅勤務・テレワークを推進している。	
シフト制の導入		シフト制を導入し、一度に多くの人が出社しないようにしている。	
超勤の縮減		長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	
職場環境の見直し		職場での近距離の会話を避ける、換気をするなど環境改善に取り組んでいる。	
会議の見直し		不要不急の会議開催の自粛や開催時の人数制限、換気など感染予防を徹底している。	
更衣室・社員食堂		更衣室、社員食堂について、人が密集しないように徹底している。	
来客向けの案内		マスクの着用や消毒用アルコールの設置など職場の訪問者に対して感染拡大防止の徹底を依頼している。	
執務室での対人距離の保持		隣の席との距離を2メートル程度保つよう工夫している。	
<b>5 医療機関を受診する前に電話で相談する</b>			
電話相談の活用		発熱や咳などの症状があるときは、事前に相談窓口やかかりつけ医に電話で相談するよう社員に徹底している。	
健康福祉センターの活用		同じ症状が続く場合は、複数の医療機関を受診せずに健康福祉センターへ相談するよう社員に徹底している。	
<b>6 緊急事態宣言の対象地域など他県との往來を自粛する</b>			
往來の自粛		首都圏や関西圏等との不要不急の往來を自粛している。	
関係者の来県		関係者の来県の時期・必要性について、よく相談して決めている。	
感染防止対策の徹底		関係者の来県時には、手洗い、マスクなど感染予防対策の徹底をお願いしている。	
自宅待機		来県時には2週間自宅待機し、不要不急の外出を控えるようお願いしている。	
<b>7 必要以上の買物を控えるなど冷静に行動する</b>			
人込みを避ける		混雑する時間帯の買物を避けるよう全員に周知し、徹底を求めている。	
不要不急の買物		食品や日用品、医薬品などを必要以上に購入しないよう全員に周知し、徹底を求めている。	
<b>8 人権・個人情報保護を徹底する</b>			
個人情報の保護		患者や家族の情報やうわさをむやみに他人に広めないよう全員に周知し、徹底を求めている。	
正しい理解		感染症に対して正しい理解し、患者やその家族、医療関係者に対して偏見を持たないよう全員に周知し、徹底を求めている。	